**東郷町　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和２年４月作成**

**小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請のご案内**

**１　小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付とは**

東郷町在住で小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方に、必要な日常生活用具を給付する制度です。扶養義務者の収入等に応じて費用の一部負担があります。

**２　対象者**　次のすべての要件に該当する方が対象です

・東郷町にお住まいの方

･小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方

・児童福祉法による施策（小児慢性特定疾病に係る施策を除く）の対象とならない方

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による施策の対象とならない方

**３　用具の種類**　（別表１）

便器　・　特殊マット　・　特殊便器　・　特殊寝台　・　歩行支援用具　・　入浴補助用具　・

特殊尿器　・　体位変換器　・　車椅子　・　頭部保護帽　・　電気式たん吸引器　・

クールベスト　・　紫外線カットクリーム　・　ネブライザー（吸入器）　・　パルスオキシメーター　・

ストーマ装具（消化器系）　・　ストーマ装具（尿路系）　・　人工鼻

　※診療報酬の対象となる用具については、診療報酬の対象となる範囲を超えたものに関して給付の対象となります。

**４　申請方法**

1. 申請できる方

　用具の給付を希望される方で、未購入の方

※申請前に購入された用具については支給できません。

1. 必要書類
2. 東郷町小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書（福祉課でお渡しします）
3. 小児慢性特定疾病医療受給者証（保健所発行のもの）
4. 印鑑（認印）
5. 見積書
6. 必要な用具が掲載されたパンフレットやカタログ（コピー可）

※購入する用具によって、対象者要件があり、医師意見書などが必要な場合がありますので事前にご確認ください。

**５　助成額**

種目ごとに定められた基準額（別表１）から、世帯の収入状況に応じた自己負担額（別表２の「徴収基準月額」参照）を差し引いた額を助成します。

**６　給付までの流れ**

* 1. 希望する用具を取り扱う業者へ見積書の作成を依頼する。
  2. 業者から見積書を受け取る。
  3. 必要書類を揃えて、福祉課窓口へ申請をする。
  4. 給付が決定されたら、「決定通知書」「給付券」が申請者に送付されます。
  5. 給付券が届いたら、用具を取り扱う業者に用具を発注してください。
  6. 業者から用具を納入してもらう際に、次のようにしてください。

　　　　・給付券を業者にお渡しください（申請者の受領印が必要です）

　　　　・自己負担がかかる方は、自己負担金を業者にお支払いください。

**７　自己負担額について**（別表２）

　　収入の状況に応じて、別表２の階層区分に規定する一部負担が必要です。

　　自己負担額は、用具の納入時に業者にお支払いください。

**８　給付を受けた用具の管理**

　　給付を受けた用具は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することなく有効に活用してください。不正な使用が判明した場合は返金等の対応をさせていただきます。

【お問合せ】　東郷町役場　福祉課　障がい者福祉係

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話：０５６１－５６－０７３２（直通）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　FAX：０５６１－３８－７９３２

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業　給付種目一覧　　　　　（別表１）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種目 | 対象者 | 性能等 | 耐用年数 | 基準額 |
| 便器 | 常時介助を要する者 | 小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。（手すりを付けることができる。） | ８年 | 4,900円 |
| 特殊マット | 寝たきりの状態にある者 | の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの。 | ５年 | 21,560円 |
| 特殊便器 | 上肢機能に障害のある者 | 足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 | ８年 | 166,320円 |
| 特殊寝台 | 寝たきりの状態にある者 | 腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。 | ８年 | 169,400円 |
| 歩行支援用具 | 下肢が不自由な者 | おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。  ア　小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度及び安定性を有するもの。  イ　転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。 | ８年 | 66,000円 |
| 入浴補助用具 | 入浴に介助を要する者 | 入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。 | ８年 | 99,000円 |
| 特殊尿器 | 自力で排尿できない者 | 尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。 | ５年 | 73,700円 |
| 体位変換器 | 寝たきりの状態にある者 | 介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。 | ５年 | 16,500円 |
| 車椅子  （電動以外） | 下肢が不自由な者 | 小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度及び安定性を有するもの。 | ５年 | 77,440円 |
| 頭部保護帽 | 発作等により頻繁に転倒する者  （在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象） | 転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。 | ３年 | 13,380円 |
| 電気式たん吸引器 | 呼吸器機能に障害のある者 | 小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。 | ５年 | 62,040円 |
| クールベスト | 体温調節が著しく難しい者 | 疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。 | １年 | 22,000円 |
| 紫外線カットクリーム | 紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者 | 紫外線をカットできるもの。 | 年額 | 41,580円 |
| ネブライザー | 呼吸器機能に障害のある者 | 小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。 | ５年 | 39,600円 |
| パルスオキシメーター | 人工呼吸器の装着が必要な者 | 呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。 | ５年 | 173,250円 |
| ストーマ装具  （消化器系） | 人工肛門を造設した者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象） | 小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。 | 年額 | 113,520円 |
| ストーマ装具  （尿路系） | 人工を造設した者（在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象） | 小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。 | 年額 | 149,160円 |
| 人工鼻 | 人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者 | 小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。 | 年額 | 128,700円 |

※耐用年数を経過するまでの間は、原則として用具の再給付を受けることはできません。ただし、特別な事情により用具の再給付が必要であると医師が認めた時は、この限りではありません。

徴収基準額表　　（別表２）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 階層区分 | 世帯の階層（細）区分 | | | 徴収基準月額 | 加算基準月額 |
| Ａ階層 | 生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）による支援給付受給世帯 | | | 0円 | 0円 |
| Ｂ階層 | Ａ階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯 | | | 1,100円 | 110円 |
| Ｃ階層 | Ａ階層及びＢ階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯 | | | 2,250円 | 230円 |
| Ｄ階層 | Ａ階層、Ｂ階層及びＣ階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 所得割の年額3,000円以下 | Ｄ１ | 2,900円 | 290円 |
| 3,001～5,800円 | Ｄ２ | 3,450円 | 350円 |
| 5,801～8,700円 | Ｄ３ | 3,800円 | 380円 |
| 8,701～13,000円 | Ｄ４ | 4,250円 | 430円 |
| 13,001～17,400円 | Ｄ５ | 4,700円 | 470円 |
| 17,401～22,400円 | Ｄ６ | 5,500円 | 550円 |
| 22,401～28,200円 | Ｄ７ | 6,250円 | 630円 |
| 28,201～58,400円 | Ｄ８ | 8,100円 | 810円 |
| 58,401～75,000円 | Ｄ９ | 9,350円 | 940円 |
| 75,001～96,600円 | Ｄ10 | 11,550円 | 1,160円 |
| 96,601～121,800円 | Ｄ11 | 13,750円 | 1,380円 |
| 121,801～175,500円 | Ｄ12 | 17,850円 | 1,790円 |
| 175,501～221,100円 | Ｄ13 | 22,000円 | 2,200円 |
| 221,101～380,800円 | Ｄ14 | 26,150円 | 2,620円 |
| 380,801～549,000円 | Ｄ15 | 40,350円 | 4,040円 |
| 549,001～579,000円 | Ｄ16 | 42,500円 | 4,250円 |
| 579,001～700,900円 | Ｄ17 | 51,450円 | 5,150円 |
| 700,901～849,000円 | Ｄ18 | 61,250円 | 6,130円 |
| 849,001～1,041,000円 | Ｄ19 | 71,900円 | 7,190円 |
| 1,041,001円以上 | Ｄ20 | 全額 | 左の徴収基準月額の10％　ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円 |

※同一生計内に２人以上の対象者がいる場合、２人目以降の者については徴収基準加算月額を適用する。